

食安監発第1226002号
平成18年12月26日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課長
(公 印 省 略)

米国から輸入される牛肉等の取扱いについて

下記施設から輸出された牛肉等については、平成18年11月8日付け食安監発第1108001号により取り扱っているところです。当該事案に関して、米国農務省より提出された原因究明結果及び再発防止策に係る調査報告書並びに日本側による現地調査の結果を踏まえて、下記施設から出荷された牛肉等の輸入手続の保留を解除することしましたので、当該通知により手続が保留されている牛肉等について、輸入者による全箱確認、検疫所における現場検査等の結果に問題が発見されない場合には、輸入届出済証を交付されるようお願いいたします。

記

施設名：スイフト社 グリーリー工場（施設番号969）